



くき

2019
平成31年

3 月号

No.215



主な内容

- 組織機構改革により市役所の担当部署や配置が一部変わります …… 2～3
- 命を守るための三助～自助・共助・公助～ …… 4～5
- 障害者差別解消法をご存じですか …… 7
- 児童扶養手当が年6回払いになります …… 8
- 埼玉県議会議員一般選挙のお知らせ …… 10

郷土の偉人 本多静六博士の偉業・生き方から地域の魅力を再発見

1月19日(土)、菖蒲総合支所で、平成30年度 郷土の偉人 本多静六博士の偉業・生き方から地域の魅力を再発見「見つけ出そう！大人も知らない久喜市の魅力」発表会が行われました。

博士の出身校である三箇小学校の6年生が博士の功績、生き方について発表し、市内の小学生とともに本多静六記念館の見学や意見交換を行い、交流を深めていました。



市公式動画チャンネル

『広報くき』『広報くきお知らせ版』は、市内各公共施設などに置いてあります。また、市ホームページ (<http://www.city.kuki.lg.jp/>) やマチイロ (スマートフォンアプリ) から、ご覧になれます。



市公式 SNS



◆各庁舎等における組織の配置について

各庁舎等の配置状況についてお知らせします。(名称・配置に変更がある課および新設する課等は赤字)

○本庁舎および公文書館

5階	議会事務局
4階	人事課 庶務課 企画政策課 人権推進課 アセットマネジメント推進課 選挙管理委員会事務局*
3階	秘書課 情報推進課 財政課 市民生活課 交通企画課 消防防災課
2階	資産税課 社会福祉課 生活支援課 障がい者福祉課 高齢者福祉課 介護保険課
1階	市民税課 収納課 市民課(総合窓口) 国民健康保険課 健康医療課 子ども未来課 保育課 出納室 環境経済・教育分室
公文書館	公文書館 契約検査課* 監査委員事務局*

○第二庁舎

2階	都市整備課 公園緑地課
1階	建設管理課 道路建設課 道路河川課 都市計画課 建築審査課

○菖蒲総合支所

3階	環境課 資源循環推進課 農業振興課 農業委員会事務局
2階	総務管理課
1階	久喜ブランド推進課 菖蒲市民係(総合窓口) 菖蒲社会福祉係 菖蒲高齢者・介護保険係 菖蒲児童福祉係

○栗橋総合支所

1階	総務管理課 栗橋市民係(総合窓口) 栗橋社会福祉係 栗橋高齢者・介護保険係 栗橋児童福祉係 栗橋駅西土地区画整理事務所
----	--

○鷺宮総合支所

2階	上下水道経営課 水道施設課 下水道施設課
1階	総務管理課 鷺宮市民係(総合窓口) 鷺宮社会福祉係 鷺宮高齢者・介護保険係 鷺宮児童福祉係

○久喜市教育委員会(東京理科大学跡地)

2階	教育総務課 学務課 学校給食課 指導課
1階	生涯学習課 文化財保護課

※契約検査課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局は3月18日(月)から配置を変更します。

菖蒲・栗橋・鷺宮総合支所の日曜開庁を終了します

菖蒲総合支所、栗橋総合支所、鷺宮総合支所における日曜開庁は、3月31日(日)の実施をもって終了します。

なお、本庁舎は平成31年4月以降も引き続き実施します。

また、住民票の写し等の各種証明書は、マイナンバーカードを使用して全国のコンビニエンスストアで取得できます。

○開庁時間(本庁舎のみ)

毎週日曜日 8時30分～12時、13時～17時15分 (年末年始、庁舎の保守など閉庁を必要とする日は除く)

○開庁窓口

市民課(総合窓口)、市民税課、資産税課、収納課、子ども未来課、保育課、国民健康保険課、出納室

問合せ 日曜開庁に関すること : 企画政策課企画政策係(内線2288)
コンビニ交付に関すること : 市民課(総合窓口)市民係(内線2662)

組織機構改革により

市役所の担当部署や配置が一部変わります

市民サービスの一層の向上と効率的な行政運営を推進するため、4月1日(月)から市役所の組織が変わります。これにより、担当部署や配置が一部変更になりますので、お知らせします。

なお、課の名称変更、設置および廃止につきましては、広報くき2月1日号をご覧ください。

問合せ 企画政策課企画政策係 (内線2282)

◆組織機構改革の主な内容

アセットマネジメント*の推進

アセットマネジメント推進課を設置し、公共施設の適正な運用を推進します。

子育て支援体制の強化

「健康増進部」を「健康・子ども未来部」とし、妊娠中の方や子育てをされている方への支援体制の強化に取り組みます。

高齢者支援体制の強化

介護福祉課を「高齢者福祉課」と「介護保険課」に分割し、それぞれの事務を専門的に行います。

久喜ブランドの推進、にぎわい創出機能の充実

「商工観光課」を「久喜ブランド推進課」とし、商工業や観光の振興とシティプロモーションの推進に取り組みます。

各総合支所の地域振興機能の強化

各総合支所の総務管理課が窓口となり、各地域の振興に取り組みます。

効率的・効果的な組織機構の構築

各部署の事務分掌を見直し、課・係を再編することで、事務の専門性と効率性の向上を図ります。

*アセットマネジメント…公共施設を一元的に把握して将来の費用負担を推計した上で、老朽化した公共施設の統廃合や複合的な活用を行い、一定の行政サービスを維持しながら、長期的な財政支出の削減を図ること。

◆組織機構改革に伴う事務の担当部署の変更

組織機構改革に伴い、事務を取り扱う部署に変更があります。ここでは、市民の方が手続きをする窓口における事務について、担当部署の変更をお知らせします。この他にも変更がありますので、詳細については、各担当部署へお問い合わせください。

現担当部署	取り扱う主な事務	4月からの担当部署
生活安全課	消費者相談 法律相談 防犯対策 電気工事業の登録 など	市民生活課
	デマンド交通(くきまる)・デマンドタクシー実証実験の利用登録 交通安全対策 交通災害共済の加入手続き など	交通企画課
	空き家の適正管理に関する相談 など	都市整備課
	青少年相談員の応募 青少年健全育成事業の実施 など	子ども未来課
介護福祉課	緊急時通報システム 配食サービス いきいきデイサービス 高齢者の総合相談 など	高齢者福祉課
	介護サービスの利用手続き など	介護保険課
営繕課	市営住宅の入居に関する手続き など	都市整備課
水道業務課	水道の使用開始、休止に関する手続き など	上下水道経営課
下水道業務課	下水道・農業集落排水処理施設の使用開始、休止に関する手続き など	

○各総合支所の事務について

各総合支所の市民生活係の事務のうち、青少年に関係する事務は各総合支所児童福祉係が、それ以外の事務は各総合支所総務管理課が取り扱います。



◆災害時の情報収集

市では、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、防災行政無線により災害情報や避難情報をお知らせします。いざというときは、速やかに身の安全を確保する行動をとるとともに、自発的に情報収集を行いましょう。



電話で確認できます

0480-22-6177

- ・通話料がかかります。
- ・放送終了直後から利用できます。
- ・新しい放送内容から順に再生されます。
- ・定時放送（お昼のサイレン、児童の登下校放送、市の歌）は、聞くことができません。



メール配信やツイッターで放送内容をお知らせします

メール配信サービスの登録方法は、登録用アドレス（kuki.bousai@mpme.jp）へ空メールを送信後、返信メールの案内に従って登録するか、QRコードから登録してください。

防災行政無線の放送と連動して、市公式ツイッター（Kuki_City_PR）でも、防災行政無線の放送内容をお知らせします。さらに、ツイッターアラートに登録しておく、市からの避難情報や緊急情報などをプッシュ通知でお届けできます。



メール配信



ツイッター

共助

大規模災害が発生した場合は、行政や防災関係機関の対応には限界があるため、地域住民同士の助け合いによる自主防災活動が非常に重要になります。

自主防災組織は、災害による被害を予防し、また、災害発生時の被害を軽減するための活動を行う組織です。

このたび、市内の自主防災組織である「鷺宮第24区自主防災会」の活動が、県内において特に優れたものであると認められ、埼玉県知事に表彰されました。表彰式は2月5日(火)に埼玉会館にて執り行われ、併せて活動事例発表を行いました。



公助

現在、市では地震や風水害、その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合に備え、市民の安全を確保することを目的に、各種団体や企業と防災協定を締結し、迅速に災害対策を行うこととしています。

このたび、平成31年1月に各種団体や企業と、次のとおり3つの防災協定を締結しました。

協定名	災害時における被災者支援に関する協定	災害時における無人航空機による情報収集に関する協定	災害時における物資の供給等に関する協定
協定先	埼玉県行政書士会	株式会社トミタモータース	株式会社マミーマート
応援内容	被災者支援のための行政書士業務相談に関する事	災害時にドローンを活用した情報収集に関する事	生活物資（食料品、日用品など）の供給に関する事
調印式の様子			

命を守るための三助 ～自助・共助・公助～

近年、日本各地において自然災害が発生し、激甚化しています。平成30年は、6月の大阪府北部地震や、平成30年7月豪雨、9月の北海道胆振東部地震などが各地に甚大な被害を及ぼしました。

このような大規模災害が発生した場合には、行政や防災関係機関の対応には限界があります。実際に、阪神・淡路大震災では、救出の主体の多くは近隣住民等であり、消防・警察・自衛隊に救助された人は約2割に留まります。

このように、災害から、大切な命や財産を守るためには、行政や防災関係機関による「公助」だけに頼るのではなく、自分の身は自分で守る「自助」、そして近所の方と互いに助けあう「共助」の取り組みが大切です。

問合せ 消防防災課危機管理係（内線2648）

自助

◆家具の転倒防止対策

近年発生した地震でけがをした方のうち、約30～50%の人が家具類の転倒や落下によるものでした。家具類の転倒や落下は、直接体に当たってけがをするだけでなく、避難経路を塞ぐなどさまざまな危険をもたらします。

大きな家具は、金具や突っ張り棒で固定するだけでなく、寝室や出入口周辺に置かないなど、配置にも工夫が必要です。

◆避難所・避難場所、避難経路の確認

災害時は、建物の倒壊などによる避難経路の遮断によって、避難する場所が異なってきますので、あらかじめ自宅近くで避難所・避難場所を数か所確認しておく必要があります。また、避難所等までの道を実際に歩いて、危険な箇所（倒壊のおそれがある古い家屋や、用水路、蓋がはずれている排水溝な

ど）がないか併せて確認しておきましょう。市内の避難所等は久喜市防災ハザードマップまたは市ホームページ等で確認できます。

また、洪水の場合、浸水想定区域内に留まること、命の危険につながる場合があります。自然災害に対しては、各人が自らの判断で避難行動をとることが原則です。「自分の命は自分で守る」という考えの下、身の危険を感じる時は、早めに遠くの親戚・知人を頼るなどして避難することも必要です。

◆非常持出品・備蓄品の準備

大規模災害が発生したときは電気、ガス、水道などのライフラインが止まる場合や、道路の破損により、水や食料など、支援物資が手元に届くまでに時間がかかる場合があります。「自分にとって、我が家にとって」災害時に必要なものを整理し、いざというときに備えましょう。

非常持出品・備蓄品チェックリスト

ここで示すのは一例です。リストを参考に、必要なものを備えましょう。

	貴重品	応急医薬品	個別用品（女性）		衣類
非常持出品	<input type="checkbox"/> 現金（小銭も）	<input type="checkbox"/> 服用中の薬・お薬手帳	<input type="checkbox"/> 生理用品	備蓄品	<input type="checkbox"/> 下着・上着
	<input type="checkbox"/> 預貯金通帳	<input type="checkbox"/> 救急用品セット	<input type="checkbox"/> 化粧品・スキンケア用品		<input type="checkbox"/> 毛布
	<input type="checkbox"/> 印鑑	衛生用品	<input type="checkbox"/> 防犯ブザー		<input type="checkbox"/> 寝具
	<input type="checkbox"/> 免許証などの身分証明書	<input type="checkbox"/> マスク	個別用品（乳幼児）		飲料水・食料品
	<input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/> （ウエット）ティッシュ	<input type="checkbox"/> 哺乳びん・粉ミルク		<input type="checkbox"/> 飲料水（1人1日3リットル程度）
	情報機器類	<input type="checkbox"/> 携帯トイレ	<input type="checkbox"/> 離乳食		<input type="checkbox"/> レトルト食品・缶詰・カップ麺（1週間分以上）
	<input type="checkbox"/> 携帯電話・充電器	生活用品	<input type="checkbox"/> 紙おむつ・おしりふき		<input type="checkbox"/> 調味料
	<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ	<input type="checkbox"/> 手袋（軍手）	<input type="checkbox"/> おもちゃ		燃料
	<input type="checkbox"/> 乾電池	<input type="checkbox"/> タオル	<input type="checkbox"/> 母子手帳		<input type="checkbox"/> カセットコンロ（ボンベも）
	<input type="checkbox"/> 筆記用具	<input type="checkbox"/> 缶切り・ナイフ	個別用品（要配慮者）		<input type="checkbox"/> 固形燃料
	<input type="checkbox"/> ガムテープ	<input type="checkbox"/> ライター・マッチ	<input type="checkbox"/> 大人用紙おむつ		その他
	飲料水・食料	<input type="checkbox"/> ビニール袋	<input type="checkbox"/> 予備の眼鏡		<input type="checkbox"/> ラップ
	<input type="checkbox"/> 飲料水（ペットボトル500ml入りを3本以上）	避難グッズ	<input type="checkbox"/> 入れ歯・補聴器		<input type="checkbox"/> ビニールシート
	<input type="checkbox"/> 非常食（乾パン・缶詰・レトルト食品など3日分程度）	<input type="checkbox"/> 懐中電灯	<input type="checkbox"/> 障害者手帳		<input type="checkbox"/> 工具類（ロープ・バール・スコップ等）
<input type="checkbox"/> 菓子類（チョコレート等）	<input type="checkbox"/> ヘルメット・防災頭巾		<input type="checkbox"/> トイレ用品		

平成29年度 財務書類 4表を公表します

市民の皆さんに財政状況をより分かりやすく説明し、財政運営の効率化・適正化を図ることなどを目的に、平成29年度の財務書類を作成しました。本市では平成28年度決算から国の「統一的な基準」による財務書類等を作成しています。今回は一般会計等（一般会計と土地区画整理事業特別会計の合算）の財務書類4表の概要を公表します。

詳しくは、財政課、公文書館、市ホームページでご覧になれます。 **問合せ** 財政課財政係（内線2422）

※ 市民1人当たりの額は、人口153,714人（平成30年3月31日現在）で算出しています。
 ※ 数値については端数処理の関係により、合計が一致しない場合があります。

1 貸借対照表

現金や基金、施設などの市が保有する財産（資産）とその財産をどのような財源（負債・純資産）で調達したのかを表したものです。

<p>資産 1,818億3,696万円</p> <p>道路や学校など将来の世代に引き継ぐ社会資本や、基金などの将来現金化が可能な財産です。行政サービスを提供する過程での運用状態を表しています。</p> <p>(内訳) ●固定資産 1,739億1,861万円 道路、公園、学校など</p> <p>●流動資産 79億1,835万円 現金・預金、市税未収金など</p>	<p>負債 546億9,138万円（資産の30.1%）</p> <p>借金（地方債）や、将来支払う職員の退職金（退職給付引当金）など、将来世代の負担を表しています。</p> <p>(内訳) ●固定負債 491億1,846万円 地方債（償還予定1年超）、退職手当引当金など</p> <p>●流動負債 55億7,292万円 地方債（翌年度償還予定）、賞与等引当金など</p>
<p>純資産 1,271億4,557万円（資産の69.9%）</p> <p>現在までの世代が負担したものや、既に国や県が負担した将来返済しなくてよい財源です。正味の資産を表しています。</p>	
<p>資産合計 1,818億3,696万円</p>	<p>負債および純資産合計 1,818億3,696万円</p>

2 行政コスト計算書

経常的な活動に伴う費用（行政コスト）と使用料・手数料などの収入（収益）を表しています。

従来の官公庁会計では捕捉できなかった減価償却費についても計上しています。

経常費用(A)	446億2,155万円
行政サービスを提供するために要した費用です。	
(内訳) ●業務費用	194億7,249万円
職員給与費、物品購入費、減価償却費など	
●移転費用	251億4,905万円
各種団体への補助金、児童手当など	
経常収益(B)	13億8,832万円
市民の皆さんが行政サービス利用時に支払った使用料や手数料などです。	
純経常行政コスト(C)=(A)-(B)	432億3,322万円
臨時損失(D)	3億4,338万円
臨時利益(E)	5,360万円
純行政コスト(C)+(D)-(E)	435億2,301万円

3 純資産変動計算書

「1 貸借対照表」の純資産が1年間にどのように増減したのかを表したものです。

平成28年度末純資産残高(A)	1,282億1,251万円
平成29年度純資産変動額(B)	△10億6,693万円
(内訳) ●純行政コスト	△ 435億2,301万円
●税収等	314億2,480万円
税収、社会保険料など	
●国県等補助金	101億1,849万円
国・県からの補助金収入	
●その他	9億1,279万円
平成29年度末純資産残高(A)+(B)	1,271億4,557万円

4 資金収支計算書

1年間のどのような活動で資金を必要としたのか、現金の増減を表したものです。

平成28年度末資金残高(A)	39億9,332万円
平成29年度資金収支額(B)	△24億6,697万円
(内訳) ●業務活動収支	24億9,904万円
●投資活動収支	△36億6,482万円
●財務活動収支	△13億119万円
平成29年度末資金残高(C)=(A)+(B)	15億2,635万円
平成28年度末歳計外現金残高(D)	6億1,338万円
平成29年度歳計外現金増減額(E)	△444万円
平成29年度末歳計外現金残高(F)=(D)+(E)	6億894万円
平成29年度末現金預金残高(C)+(F)	21億3,529万円

市民1人当たりの貸借対照表

資産118万3千円	負債 35万6千円
純資産82万7千円	

市民1人当たりの行政コスト

業務費用	12万7千円
移転費用	16万4千円

障害者差別解消法をご存じですか

平成28年4月から、障害者差別解消法が施行されています。同法が施行されて、まもなく3年を迎えますが、未だに障がいがあるといった理由で、誤解や偏見などの差別を受けている方もいるのが現状です。

地域社会での差別をなくすためには、一人一人が障がいについての理解を深め、障がいのある人も互いに尊重し合うことが必要です。

街中で見掛けるマークなど、障がいに関わるさまざまなことに関心を持ち、障がいについての理解を深めましょう。問合せ 障がい者福祉課障がい者福祉係（内線3243）

市内の障害者手帳交付者数は、約7000人で、市民の約20人に1人が手帳を持っています。その中には、見た目では障がいがあることが分からない人も多くいます。また、手帳を持っていない人の中にも、日常生活や社会生活に支障がある人もいます。

自分や家族が病気や事故などで、障がいのある状態になることはありえることです。障がいとは決して自分とは無関係なことではなく、身近なこととして考えていく必要があります。

障害者差別解消法とは

障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を

尊重して支え合う共生社会の実現を目指した法律です。

この法律では

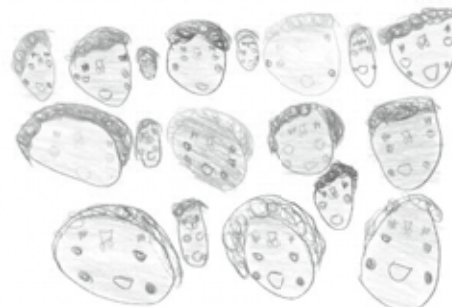
地方公共団体や民間事業者を対象に、障がいを理由とする「不当な差別的取扱いをしない」ことや「合理的配慮を提供する」ことなどを規定しています。

不当な差別的取扱いとは

障がいがあるといった理由で、サービスの提供を拒否したり、制限したり、障がいのない人に付けられないような条件を付けたりすることです。

例えば

・「車いすだから」「補助犬



▲久喜市あゆみの郷の利用者 島村利一さんの作品 題名「おともだち」

同伴だから」といった理由で入店を断る
・目や耳に障がいがあるといった理由で施設の利用や習い事の入会を断る など

合理的配慮の提供とは

障がいのある人から何らかの配慮を求めめる意思表示があつたとき、負担になりすぎない範囲で、配慮を提供することです。

例えば

・段差がある場所で、車いす利用者にキャスター上げを補助する
・視覚障がいのある人に書類の内容を読み上げる
・聴覚障がいのある人に筆談で説明する など



障がい者のための国際シンボルマーク

障がいのある人が利用できる建物、施設であることを表すマークです。

障がい者用駐車場を必要とする人が利用できるよう、適正利用にご協力をお願いします。



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）が同伴できることを表すマークです。

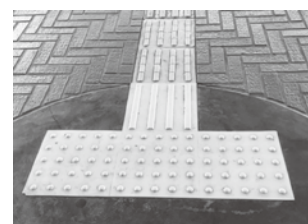
お店の入り口などでこのマークを見掛けたり、補助犬を連れている人を見つけた場合は、ご理解とご協力をお願いします。



ヘルプマーク

障がいのあることが外見でわからない人などが、援助や配慮を必要としていることを知らせるマークです。

このマークを身に付けた人を見つけた場合は、優先席の利用や困っている時の声掛けなど、配慮をお願いします。



点字ブロック

視覚障がいのある人を安全に誘導するため、地面や床面に設置されています。

視覚障がいのある人の歩行の妨げにならないよう、点字ブロック上への駐車・駐輪はやめましょう。

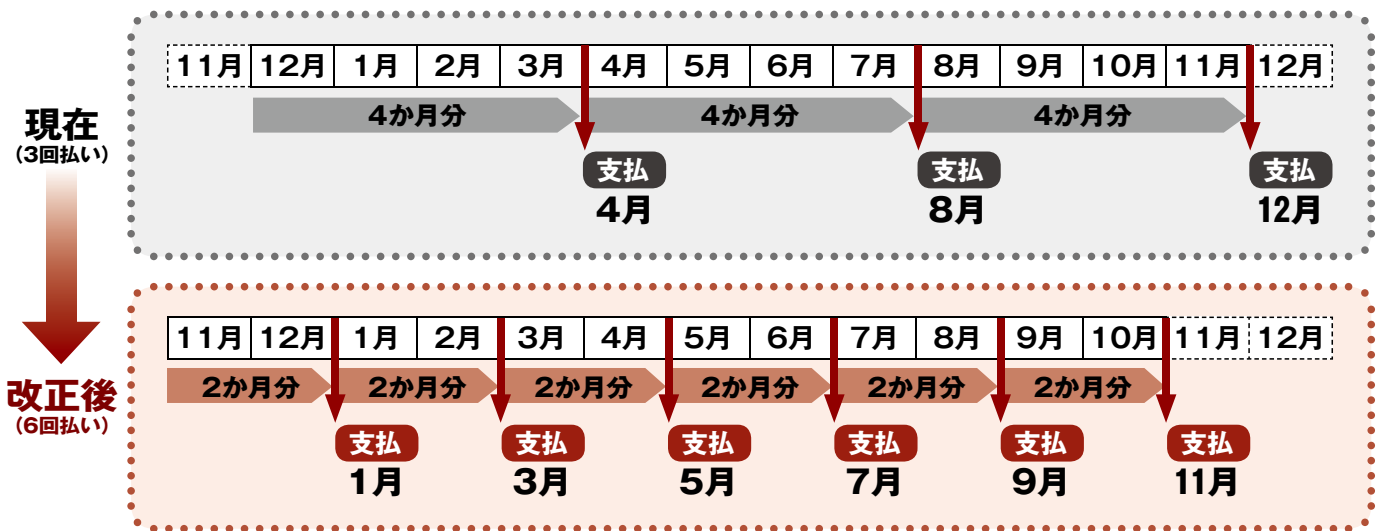
児童扶養手当が年6回払いになります

「児童扶養手当法」が改正されるため、11月分の児童扶養手当から支払回数が変わります。

問合せ 子育て支援課医療手当係（内線3289）、各総合支所各児童福祉係（菖蒲・内線146／栗橋・内線238／鷺宮・内線150）

〈4か月分ずつ年3回〉 → 〈2か月分ずつ年6回〉

11月からは、奇数月に年6回、各2か月分を受け取れます



今後のスケジュール (2019年4月~2021年3月)

2019年									2020年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支払				支払 (現況届)			支払		支払		支払
				(*1)		(*2)					
2020年									2021年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	支払		支払	(現況届)	支払		支払		支払		支払

(*1) 現在、8月の現況届時にご提出いただく前年所得によって、必要がある場合は、12月支払分から手当額の変更を行っていますが、制度変更後は、翌年1月支払分から手当額の変更を行います。

(*2) 支払月が変わる2019年11月の支払は、同年8月分から同年10月分までの3か月分が支払われます。これ以降は、1・3・5・7・9・11月の年6回、それぞれの支払月の前月までの2か月分が支払われます。

久喜市ファミリー・サポート・センター（以下、ファミサポ）は、子育ての手助けをしてほしい方とお手伝いできる方が会員となり、有償で子育て援助活動を行う事業です。
仕事をしながらの子育てやりフレッシュ、または子どもの同伴が難しい外出時や出産時などの子どもに関するサポートを「地域の力」で支え合う取り組みを応援しています。

開所時間 月～金曜日 9時～17時 ※土・日曜日、祝日は除く

場所 ふれあいセンター久喜2階

問合せ ファミサポ本部 ☎29-1900/FAX29-1935/Eメールkuki-famisapo@aurora.ocn.ne.jp

援助活動の主な内容

- ・ 保育施設や習い事への送り迎え
- ・ 保育施設の時間外や学校の放課後の預かり
- ・ 兄弟の学校行事のときの預かり
- ・ 保護者の病氣や冠婚葬祭のときの預かり
- ・ 出産時の子どもに関するサポート
- ・ 保護者の外出やりフレッシュのための預かり

会員の種類・援助活動の流れ

- ・ **ファミサポ（アドバイザー）**
依頼会員から依頼された条件に合った協力会員を調整し、依頼会員に紹介します。
- ・ **依頼会員**
市内在住または在勤で、生後6か月から小学校6年生までのお子さんがいる方。
- ・ **協力会員**
市内在住で、子どもが好きな方。または、地域の中で育児の援助ができる方。預かり援助の場合は、基本的に協力会員の自宅となります。

利用料金

報酬（30分あたり）

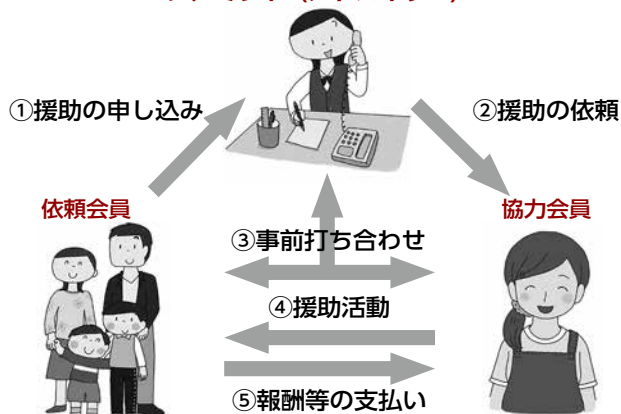
活動日時	1人	2人 (兄弟姉妹)
月～金曜日7時～19時	350円	525円
上記以外の時間帯および土・日曜日・祝日	450円	675円

会員登録について（無料）

ファミサポを利用するには、事前に会員登録が必要です。「いざ」という時のために、早めの登録をお勧めしています。入会説明会・講習会を定期的開催していますので、お気軽にご参加ください。（申し込みが必要です）

日程	場所
3月20日(水) 10時～12時	ファミサポ鷲宮多目的室
3月27日(水) 10時～12時	ふれあいセンター久喜
4月12日(金) 10時～12時	ふれあいセンター久喜

ファミサポ（アドバイザー）



～協力会員を募集しています！～

ファミサポでは、子育てをお手伝いできる協力会員を募集しています。援助活動のほか、講習会の託児補助やイベントの運営補助等もあり、「こんな活動だけなら」といったサポートでも構いません。空いた時間を活用できる方、子育ての経験を生かしたい方など、みなさんのご協力をお待ちしています。

家族みんなで選挙に行こう！
埼玉県議会議員一般選挙のお知らせ
 ～久喜市は東第4区、定数は2人です～
投票日 4月7日(日) 7時～20時
(告示日 3月29日(金))
 問合せ 市選挙管理委員会事務局 (内線2246)

◆投票できる方

次の要件にあてはまり、久喜市の選挙人名簿に登録されている方

年齢 平成13年4月8日までに生まれた方

住所 平成30年12月28日までに転入の届け出をし、引き続き久喜市の住民基本台帳に登録されている方

平成30年12月29日以降に市内に転入した方

久喜市での投票はできません。ただし、県内の他の市町村から転入した方は、選挙人名簿に登録されている従前の県内住所地で投票できます。

平成30年12月29日以降に県内の他市町村へ転出した方

久喜市に3か月以上住民登録があり、選挙人名簿に登録されている方で、県内の他の市町村に転出した方は、久喜市で投票できます。

投票には、市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」または「住民票の写し」(3月29日(告示日)以降に発行されたもの)を持参するか、投票所において引き続き県内に住所を有する旨の申し出により確認を受けてください。(確認には時間を要しますのでご了承ください)

市内から県外へ転出した方または転出予定の方

久喜市の選挙人名簿に登録されている方で、投票をする日(期日前投票期間を含む)までに県外へ転出した方は、今回の選挙の投票はできません。

◆投票所入場整理券

1人につき1枚を、世帯ごとにまとめて封書で郵送します。投票の際には、自分の名前が記載された投票所入場整理券をお持ちください。期日前投票をする方は、裏面の宣誓書を事前に記入してからお越しいただければ、受け付けを速やかに行うことができます。

※投票所入場整理券を紛失等された場合も、投票所においてご本人と確認ができれば投票することができます。

◆代理投票・点字投票

身体の障がいなどにより自ら候補者の氏名を書くことができない方は「代理投票」を、また、目の不自由な方は「点字投票」を行うことができますので、投票所の係員にお知らせください。

※代理投票は、係員が候補者の氏名を代筆します。

(係員以外の代筆はできません。)

◆コミュニケーションボードをご利用ください

コミュニケーションボードとは、投票に関する質問や依頼などをイラストでまとめたものです。耳の聴こえにくい方や発声が困難な方も、指差しでコミュニケーションをとることができます。筆談用のホワイトボードと併せて、全ての投票所の受付に備え付けています。

◆期日前投票

投票日当日に、仕事や外出などの事情で自ら投票所に行くことができない、またはその見込みである場合、以下の場所で期日前投票をすることができます。

期間 3月30日(土)～4月6日(土)

持物 投票所入場整理券

期日前投票所	時間
市役所(本庁舎)・各総合支所	8時30分～20時
モラージュ菖蒲3階 モラージュホール	10時～20時
クッキープラザ5階	12時～21時 ※6日(土)は20時まで

※投票日当日には18歳に達するが、期日前投票を行おうとする日にまだ18歳に達していない方は、手続きが異なりますので、ご了承ください。

◆不在者投票

不在者投票は、手続きに時間を要しますので、お早めにお問い合わせ、またはお手続きをお願いします。

○不在者投票を行うことができる病院等(指定施設等)に入院・入所している方が投票する場合

院長や施設長に申し出て、その施設内で投票することができます。市内の指定施設は以下のとおりです。

市外の施設については、直接施設に確認するか、市選挙管理委員会までお問い合わせください。

・市内不在者投票指定施設

指定病院

新久喜総合病院、新井病院、久喜すずのき病院、蓮江病院、埼玉県済生会栗橋病院、東鷲宮病院

指定特別養護老人ホーム

鶴寿荘、久喜の里、陽日館、しょうぶの里、栗橋翔裕園、恒寿苑、鷲宮苑、喜びの里鷲宮

○郵便等により投票する場合

身体に重度の障がい等があり、一定の要件を満たす方は、郵便等投票証明書の交付を受けたうえで、ご自宅で郵便等により投票することができます。要件に該当するかご不明な場合は、市選挙管理委員会までお問い合わせください。

○滞在地で投票する場合

市外の滞在地が長期にわたる場合は、事前に市選挙管理委員会に投票用紙などを請求することにより、滞在地の選挙管理委員会の立ち会いのもとで投票することができます。

◆選挙公報

候補者の政見や写真等を掲載した選挙公報を、4月4日ごろまでに各世帯に新聞折り込みで配布します。また、公共施設などにも備え置きます。新聞を購読されていない世帯で、郵送による選挙公報の配布を希望される方は、市選挙管理委員会までご連絡ください。

◆開票

日時 4月7日(日) 21時から

場所 毎日興業アリーナ久喜メインアリーナ(第1体育館)
 ※参観人は200人までに制限させていただきます。

市長と一緒に

まちづくり



久喜市を市民の皆さんと一緒に良くするため、平成30年10月27日(土)・28日(日)に、市内2会場で「久喜市をもっと良くするタウンミーティング」まちづくりのアイデア募集します！」を開催しました。

各会場でいただいた皆さんの思いや願いは、今後のまちづくり等の参考とさせていただきます。

貴重なご意見・ご提案ありがとうございました。

主なご意見・ご提案

- ・市独自のブランド作りをしてほしい。
- ・駅前活性化をお願いしたい。
- ・定住のために若者と高齢者が安心して暮らせるまちづくりをしてほしい。
- ・コンパクトなまちづくりをしてほしい。
- ・若い人を増やすには、産婦人科が重要です。
- ※詳しくは、市ホームページに掲載しています。

問合せ シティプロモーション課広報聴係(内線5911)

久喜市くき市民特派員募集

業務内容 市内の話題や催し物等の写真撮影と簡単な記事作成

対象 市内在住・在勤・在学者で、20歳以上かつデジタルカメラを所有している方

募集人数 8人 **謝礼** 年額5,000円

委嘱期間 4月1日(月)～平成32(2020)年3月31日(火)

※撮影に係る必要な機材および消耗品、移動経費は自己負担となります。

申込期限 3月22日(金) 必着

申込方法・問合せ 応募用紙(シティプロモーション課、主な公共施設で配布。市ホームページからもダウンロード可)に必要事項を記入の上、直接または郵送・Eメールで、シティプロモーション課広報聴係(〒346-8501所在地記入不要/内線5914/Eメールcity-pro@city.kuki.lg.jp)へ

※書類審査により決定します。なお、提出された書類は返却しません。



不要なパソコン・携帯電話が東京オリンピックのメダルに!



「都市鉱山から作る!みんなのメダルプロジェクト」は2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックの競技大会の約5,000個の金・銀・銅メダルを全国各地から集めたりサイクル金属で作る史上初の国民参画型のプロジェクトです。ご家庭で不要になったパソコン・携帯電話などのご協力をお願いします。

ボックスでの回収(携帯電話・スマートフォンの本体のみ)

- ・久喜市役所1階ホール
- ・菖蒲総合支所1階ホール
- ・栗橋総合支所総務管理課カウンター
- ・鷲宮総合支所1階ホール

宅配便での回収(パソコン無料)

①宅配業者(リネットジャパン)のホームページから申し込みます。②段ボール箱などに使用済み小型家電を入れます。(20kgまで)③宅配事業者が希望の日時に回収に伺います。

※詳しくはリネットジャパンホームページ(<http://www.renet.jp/>)でご確認ください。

その他 プロジェクトの詳細はプロジェクトホームページ(<http://www.toshi-kouzan.jp/>)をご覧ください

問合せ ごみ処理施設建設推進課ごみ処理施設係(内線351)

海外に転勤や留学をされる皆さん! 在外選挙「出国時申請」をご存知ですか?

在外選挙制度は、海外から国政選挙(衆議院議員選挙と参議院議員選挙)に投票ができる制度です。

従来の在外公館での申請に加え、国外に出国する前の申請(出国時申請)ができるようになりました。

◆出国時申請

申請できる方 日本国籍を持つ18歳以上の有権者で、転出予定日までに久喜市の選挙人名簿に登録されている方

申請場所 市選挙管理委員会

持物 本人確認書類(旅券、運転免許証など)

申請の流れ

- ①国外への転出届を出す際に、在外選挙人名簿への登録を申請する。
- ②国外に居住後、在留届を提出する。
- ③選挙管理委員会において在留届を確認後、在外選挙人名簿に登録され、在外投票に必要な「在外選挙人証」が在外公館を通じて発行される。
- ④国政選挙時に在外選挙人証を持って投票する。

今年は夏に参議院議員通常選挙がありますので、海外に転出される方はぜひ申請を!

詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 市選挙管理委員会事務局(内線2246)

図書館の休館日と開館時間が変わります

4月1日(月)から、図書館の休館日と開館時間が大きく変わります。

休館日は、毎月の定期的なものが2日だけになります。

年末年始休館日や特別整理休館日などについては、あらためてご案内します。

開館時間 全館とも9時～19時30分

定期休館日

中央図書館 栗橋文化会館図書室	毎月第3火曜日
菫浦図書館 鷺宮図書館	毎月第2水曜日

定期整理休館日 全館とも毎月最終金曜日

※利用方法は、変更ありません。
※4月1日(月)は4館ともに開館します。

久喜市保健事業推進員募集

健診、相談、訪問、特定保健指導等の保健事業を円滑に実施するため、保健事業推進員を募集しています。

応募資格 保健師、助産師、看護師、管理栄養士・栄養士のいずれかの資格を有する方
勤務日 月1日～15日以内で

スペシャル街かどコンサート

第4回よろこびのまち久喜マラソン大会をコース沿道から音楽で応援します。

日時 3月24日(日) 9時30分～12時

場所 ローション久喜下早見店、久喜総合文化会館ふれあい広場、ノハラ園芸センター内特設会場、鷺宮中学校正門前、

原動機付自転車や軽自動車などの手続きは早めに済ませましょう

軽自動車税は、毎年4月1日現在で原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車の車両所有者に対して課税されます。

他人に譲り渡した、または業者に引き取ってもらった、住所、所有者の氏名が変わったなどの場合は、名義や住所の変更、廃車の手続きが必要です。

4月1日までに手続きをしていないと、引き続き所有しているものとして課税されますので、早めに手続きを済ませてください。

なお、車種によって手続きや問い合わせの窓口が異なりますのでご注意ください。

※使用していない原動機付自転車等でも、所有されている場合は、廃車手続きをすることができません。廃車の手続きをされる場合は、廃棄処分するか、他の人に譲り渡してください。

小型特殊自動車の軽自動車税の申告をお願いします

小型特殊自動車に該当するフォーク・リフトや、最高時速35km未満で乗用装置のある農耕トラクター、コンバイン

などには軽自動車税が課税されます。これらの車両の所有者は、軽自動車税の申告をして、ナンバープレートの交付を受けてください。新たに買い替えた場合は、ナンバープレートを付け替えるのではなく、旧車両の廃車申告を行い、新たにナンバープレートの交付を受けてください。

※公道を走行しない(工場や田畑でしか使用しない)車両でも課税されます。

※軽自動車税が課税される小型特殊自動車は、固定資産税が課税される償却資産の対象外となります。

問合せ 原動機付自転車(125cc以下) / 小型特殊自動車(農耕車含む) : 市民税課 諸税係(内線2690)

二輪の軽自動車(125cc超250cc以下) / 二輪の小型自動車(250cc超) : 春日部自動車検査登録事務所 ☎050・5540・2028

四輪の軽自動車 : 軽自動車検査協会埼玉事務所春日部支所 ☎050・3816・3113

平成31(2019)年度久喜市市民活動推進補助金事業を募集します

市では、市民活動推進基金と福祉基金を財源とした市民活動推進補助金事業を募集します。

※当補助制度の予算は議会審議中のため、今後内容等が変更になる場合があります。

補助対象団体 次の全てに該当する団体（営利企業、宗教、政治上の目的を有する団体は除く）
 ①市内を中心に活動している
 ②5人以上で構成している
 ③団体の設立目的、組織、代表者等に関する定めがある
 ④本補助金事業の募集説明会に出席している

※これから活動を始める団体の場合①から③までは予定でも可。④の説明会に出席できない場合は、問い合わせ先で説明を受けてください。

補助区分および補助金額

補助区分	初期的補助	発展的補助
対象事業	活動の活発な事業の開始を目的とするもの	活動の拡大・発展を図る事業
団体の条件	地方公共団体等から受けた補助のない団体	—
補助率	10分の10以内	4分の3以内
補助限度額	50,000円	100,000円

補助対象事業 公共的課題の解決を目的として主に市内で行われる事業、または主に市民を対象として行う事業

※特定の地区・個人・団体を対象とした事業、国や県等から補助金の交付を受ける事業は、対象外

補助対象経費 事業を実施するために直接必要とする経費（団体の維持・運営に要する経費は対象外）

◆**募集説明会**
 日時 3月10日(日) 10時30分
 場所 鷲宮西コミュニティセンター
 ボランティアアビュロー

◆**申請書の受け付け**
 期間 3月11日(月)～29日(金)（土・日曜日、祝日を除く）8時30分～12時/13時～17時15分

提出先 自治振興課または各総合支所市民生活係

補助金の手引きの配布施設 詳細は、次の場所にて配布する補助金の手引き、または市ホームページをご覧ください。

自治振興課、各総合支所各市民生活係、久喜市教育委員会、中央・東・西・森下・栗橋・鷲宮の各公民館、栗橋・鷲宮東・鷲宮西の各コミュニティセンター、久喜総合・菖蒲・栗橋の各文化会館、ふれあいセンター久喜

問合せ 自治振興課市民活動推進係（内線2625）各総合支所市民生活係（菖蒲・内線112/栗橋・内線217/鷲宮・内線134）

市民活動推進基金にご協力ください

市では、市民の皆さんからの寄附金と市の財源を合わせて「市民活動推進基金」を設けています。この基金を活用して、さまざまな市民活動に財政的支援を行っています。市民活動推進基金への寄附にご協力をお願いします。

寄附の方法

- ①窓口での寄附 自治振興課または各総合支所市民生活係
- ②募金箱での寄附 市内の商店や公共施設などに募金箱を設置しています。
- ③不要入れ歯リサイクル NPO法人日本入れ歯リサイクル協会と協力し、

不要入れ歯の回収を行っています。入れ歯の金属部分をリサイクルして得られた収益が、市民活動推進基金と日本ユニセフ協会に寄附されます。

不要入れ歯回収ボックス設置施設

市役所・各総合支所1階、中央・東・西・森下・栗橋・鷲宮の各公民館、栗橋・鷲宮東・鷲宮西の各コミュニティセンター、栗橋文化会館、ふれあいセンター久喜、菖蒲老人福祉センター、健康福祉センター、鷲宮福祉センター

問合せ 自治振興課市民活動推進係（内線2625）/各総合支所各市民生活係（菖蒲・内線112/栗橋・内線217/鷲宮・内線134）

3月は自殺対策強化月間

春は、1年の中でも自殺者が多い季節です。進学、就職、転勤など、環境の変化によるストレスが影響しているといわれています。尊い命が失われないためにも、皆さんの身近な問題として自分や家族の大切な「いのち」を、この機会にもう一度見つめ直してみましょう。

問合せ 健康医療課健康企画係（内線3421）

◆自殺の現状

「1年間に20,465人」これは、日本で自ら命を絶った人の数です。（厚生労働省「人口動態統計」平成29年より）自殺は、その多くが追い込まれた末の死であるとされています。自殺は私たちのすぐ近くにある社会問題です。

◆家族や友人など周りの人の様子がいつもと違うと感じたら

- ①声をかける…話すきっかけをつくり、さりげなく声をかけましょう
- ②じっくり聴く…相手の話を傾聴し、共感しましょう
- ③つなぐ…適切な相談者や相談機関、医療機関につなげましょう
- ④温かく見守る…相談機関等につないだ後も必要があれば相談に乗り、温かく見守りましょう

◆みんなで、チェック!

「こころの体温計」は、ストレス度や落ちこみ度を簡単にチェックできるシステムです。自分自身だけでなく、家族や友人などを周りの人の目でチェックすることもできます。こころの健康度を知るために、ぜひ活用しましょう。



アクセスはこちらから→<https://fishbowlindex.jp/kuki/>

集合狂犬病予防注射を実施します

問合せ 環境課環境衛生係（菖蒲総合支所内／内線369）

犬の飼い主は、狂犬病予防法により、飼い犬に毎年1回、狂犬病の予防注射を受けさせなければなりません。そこで、市では下表のとおり集合狂犬病予防注射を実施します。

なお、事故防止のため、会場へは、必ず犬を制御できる方がお越しください。今回、集合注射で予防注射を受けない場合は、動物病院で接種してください。市内各動物病院では、予防注射の接種と同時に狂犬病予防注射済票の交付を受けることができます。

飼い犬（生後90日を経過しているもの）を市に登録していない方は、同法により、登録する必要がありますので、登録してください。

また、市のほか、集合注射会場や市内各動物病院でも登録が可能です。

費用 3300円（注射料金2750円＋注射済票交付手数料550円）

※会場で新規登録する場合は鑑札交付手数料3000円が別途必要です。

飼い犬が死亡、譲渡等により既にない場合は市までご連絡ください。

久喜地区

期 日	時 間	会 場
4月11日 (木)	10時～11時30分	中央公民館
4月17日 (水)	9時30分～10時15分	太田集会所
	11時～12時	栗原記念会館
4月18日 (木)	9時30分～10時15分	JA南彩 除堀梨選果場
	11時～12時	東公民館
	13時30分～14時15分	野久喜集会所
4月25日 (木)	9時30分～10時30分	市民プール前駐車場
	11時15分～12時	清久コミュニティセンター・西公民館

菖蒲地区

期 日	時 間	会 場
4月15日 (月)	9時30分～10時30分	あやめ公園駐車場
	11時15分～12時	JA南彩 小下倉庫
4月16日 (火)	9時15分～10時15分	寺田グラウンド
	11時～12時	JA南彩 三箇支店倉庫
4月19日 (金)	9時30分～10時30分	JA南彩 栢間支店倉庫
	11時15分～12時	八幡神社 (第5区宮本集会所脇)
	13時30分～14時15分	菖蒲総合支所

鷺宮地区

期 日	時 間	会 場
4月10日 (水)	10時～11時30分	鷺宮東コミュニティセンター さくら
	13時～14時	JA埼玉みずほ 葛梅倉庫
4月12日 (金)	9時30分～12時	鷺宮保健センター(※2)
4月17日 (水)	13時30分～14時30分	鷺宮西コミュニティセンター おおとり(※3)

(※2)12日午前中のみで開催になりましたのでご注意ください。
(※3)下新井集会所から変更になりましたのでご注意ください。

栗橋地区

期 日	時 間	会 場
4月9日 (火)	9時30分～12時	栗橋総合支所(※1)
	13時30分～14時30分	栗橋公民館
4月11日 (木)	13時～14時30分	栗橋コミュニティセンター くぶる
4月12日 (金)	13時30分～14時15分	定福院

(※1)9日午前中のみで開催になりましたのでご注意ください。

しみん農園の新規利用者募集

しみん農園では、平成31年度の新規利用者を募集します。
利用期間 4月1日(月)～平成32(2020)年3月31日(火)
申込期間 3月11日(月)～18日(月)
 ※土・日曜日を除く9時～17時
 ※継続利用は原則5年までです。また、応募の状況により抽選（詳細は申請後、文書で通知）を行います。なお、空き区画については、お問い合わせください。
申込方法・問合せ 電話で、農業振興課農業振興係（内線338）へ

区画面積・年間使用料

地区	区画面積	年間使用料	地区	区分	区画面積	年間使用料
しみん農園 久喜	10㎡	4,000円	しみん農園 菖蒲	市内在住者	22.5㎡	7,500円
	25㎡	10,000円			50㎡	17,000円
	30㎡	12,000円			90㎡	31,000円
しみん農園 栗橋	20㎡	2,400円		市外在住者	22.5㎡	9,000円
	30㎡	3,600円			50㎡	20,000円
50㎡	6,000円	90㎡			36,000円	
しみん農園 鷺宮	30㎡	12,000円				

道路の里親を募集しています

市では、市民と行政が協力して快適で美しい道路環境づくりを推進するとともに、道路愛護意識の向上を図ることを目的に道路里親制度を設けています。ボランティアとして市道の清掃美化活動していただける住民団体等を道路の里親として認定し、必要な物品の給付など、活動団体の支援をしています。

認定要件 ①5人以上の構成員で組織されていること ②市道のおおむね100m以上の区間において清掃・除草・花の植栽等の活動ができること ③年4回以上の活動ができること
 ※応募は随時受け付け
申込み・問合せ 建設管理課管理係（市役所第二庁舎内・内線4613）

年金コラム

就職、退職、結婚したときは年金の届け出が必要です

20歳から60歳になるまでの40年間は、国民年金に加入します。加入者(被保険者)は、職業などにより次の3種類に分かれます。

- ① 第1号被保険者(農業、自営業、学生、アルバイト等)
- ② 第2号被保険者(会社員や公務員等)
- ③ 第3号被保険者(会社員等に扶養されている配偶者)

就職、退職、結婚等により加入の種類が変わるときは、年金の届け出が必要です。届け出の際は、年金手帳や証明書等をご持参ください。

学生納付特例制度・納付猶予制度

学生で保険料の納付が困難な方には、本人の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。また、学生でない50歳未満の方で国民年金保険料の納付が困難な方には、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合に、保険料全額の納付を猶予することができ「納付猶予制度」がありますので、必要な場合

はご利用ください。

学生納付特例や納付猶予の適用を受けていた期間の保険料については、そのままでは年金額に反映しませんが、承認を得た年度から数えて10年間は追納することができます。将来の年金額を確保するためにぜひ申し出てください。

・第1号被保険者で学生納付特例を申請する場合は学生

証が必要です。

・制度の内容や手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

問合せ 春日部年金事務所
 ☎048・737・7112
 /市民課(総合窓口)市民係
 (内線2663) /各総合支所各戸籍市民係(菖蒲・内線121 /栗橋・内線214 /鷺宮・内線128)

こんなとき	手続き	手続きに必要なもの	届出先
20歳になったとき	国民年金加入手続き(第2号被保険者(厚生年金等)加入中の方は除く)	年金事務所から送られている案内書	・第1号被保険者は市民課(総合窓口)各戸籍市民係 ・第2号被保険者は各総合支所各戸籍市民係 ・第3号被保険者は勤務先
会社等に就職したとき	第2号被保険者(厚生年金等)加入の手続き	勤務先で確認してください	勤務先
会社等を退職したとき	国民年金(第1号被保険者)加入の手続き	基礎年金番号または個人番号と本人確認できるもの、退職日の分かる証明書(離職票等)	市民課(総合窓口)または各総合支所各戸籍市民係
配偶者(第2号被保険者)の扶養に入ったとき	第3号被保険者へ種別変更の手続き	配偶者の勤務先で確認してください	配偶者の勤務先
配偶者(第2号被保険者)の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者へ種別変更の手続き	基礎年金番号または個人番号と本人確認できるもの、扶養喪失日の分かる証明書(扶養喪失証明書等)	市民課(総合窓口)または各総合支所各戸籍市民係

難聴児の補聴器購入費用の一部を助成します

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成します。

対象 次の要件を全て満たす方

- ① 市内在住で18歳未満の方
 - ② 両耳の聴力レベルが25デシベル以上で、かつ身体障害者手帳の交付の対象とならない方
 - ③ 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する方
- ※世帯に一定以上の所得がある方がいる場合または他の法令に基づき助成を受けている場合は対象となりません。

助成内容 新たに補聴器を購入する費用または耐用年数経過後に補聴器を更新する費用の3分の2の額

※補聴器の種類により基準価格が定められています。

申請方法・問合せ 交付申請書に身体障害者福祉法に規定する医師(第15条指定医師)が交付する意見書と補聴器の見積書を添えて、障がい者福祉課自立支援係(内線3248)または各総合支所各社会福祉係(菖蒲・内線141 /栗橋・内線248 /鷺宮・内線142)へ

わが家の アイドル



金井 瞳子ちゃん(6歳)
架ちゃん(4歳)
都ちゃん(2歳)
(久喜東1)
いつも仲良し姉弟妹!

愛の泉

～善意をありがとうございます～

★保健福祉のために

株式会社 向山工場さん 金1,000,000円
影近 正雄さん 金100,000円
彩の国動物愛護推進員 丸山 友章さん 金1,000円

★栗橋地区のために

彩の国動物愛護推進員 丸山 友章さん 金1,000円

人権擁護委員に委嘱されました

次の方が、1月1日付けで、法務大臣から委嘱されました。



池田 岩男さん(再任)



坂田 幸江さん(再任)

人権擁護委員は市民の中から市長が推薦し、議会の同意を経て法務大臣が委嘱する民間のボランティアで、人権相談や人権尊重のための啓発活動などを行っています。

法務局久喜支局のほか、久喜市でも人権相談・女性相談を行っていますので、お困りの方は、お気軽にご相談ください。詳しくは、21ページの無料相談をご覧ください。

青毛堀川の清掃活動を実施します

久喜市青毛堀・稲荷台用水環境保全会では、青毛堀川や稲荷台用水路の保全活動を実施しています。

今年も青毛堀川の清掃活動を実施します。皆様のご参加、ご協力をお願いします。

実施日 3月10日(日)

※雨天中止。実施方法は区域別に回覧でお知らせします。

場所 古久喜、野久喜、青毛、青葉、吉羽地区の青毛堀川

問合せ 同会 稲葉 ☎090-4610-9920



人権ぞれば愛

人権について考えてみよう 「平成」から 新時代に向かって

1989年1月8日から始まった「平成」の時代が、2019年4月30日をもって終わります。「平成」の時代は、激動する世界情勢に日本も大きな影響を受けたほか、自然災害の多発、先端技術の目覚ましい進展、ライフスタイルの変容、価値観の多様化など、あらゆる面で変化の目まぐるしい時代でした。

「平成」の30年間には、「人権教育啓発推進法」をはじめ、「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」など、人権に関する多くの法律が施行され、法整備の面では進展がありました。しかしながら、

いまだに、いじめ、虐待、DV(ドメスティックバイオレンス)などの事件が後を絶たず、インターネット上では、誹謗中傷や差別的な書き込みが掲載されるなど、時代の変遷に伴う悪質な事件も引き続き発生しています。現在は、施行された法律の具体化と共に、私たち一人ひとりが法制定の主旨や意義を改めて理解し、実践に移していくことが求められています。

「平成」は終わり、新たな時代が始まります。人権が尊重され、差別や偏見のない社会を実現するためには、私たち一人ひとりが人権について学び、意識を高め、相手の気持ちを考え、お互いが心を通い合わせようとするのが大切なことではないでしょうか。
問合せ 教育委員会生涯学習課人権教育係(内線372)

道路の損傷を見つけたら…

スマートフォン(スマホ)で 手軽に通報できます

市では、道路等の不具合について、スマホから手軽に通報できるサービスを開始します。3月11日(月)から試験運用を開始し、皆様のご意見をお聞きするなどの検証を行った上で、4月1日(月)から本格運用する予定です。

◆通報の手順(詳しくは市ホームページをご覧ください)

- ①不具合箇所をスマホで撮影
- ②市ホームページのトップ画面のバナー「道路等の不具合通報」をクリック
- ③必要項目を入力、不具合箇所の写真を添付し、通報



◆通報時のポイント

- ・不具合箇所の住所が不明の場合は、町名・大字名と、目印になる近くの道路・交差点・施設・建物等を入力してください。
 - ・写真は不具合箇所を近くから写したものの、不具合箇所を含む周辺を写したものの計2枚を添付してください。
 - ・位置情報付きの写真(スマホでGPS機能をONにして撮影した写真)を添付すると、正確な位置が確認できます。
- ※カーブミラーの角度調整、道路上の不法投棄、照明灯の不点灯などの通報もできます。
- ※これまでどおり電話やパソコンでの通報もできます。
- ※匿名での通報もできます。

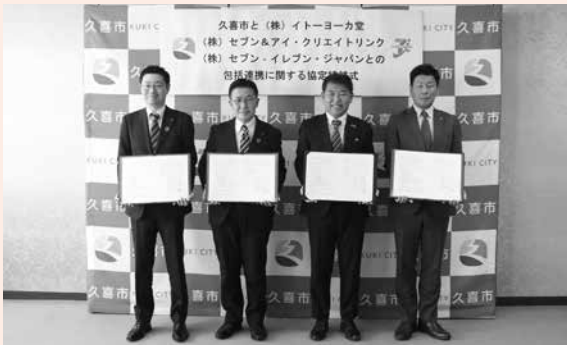
問合せ 道路河川課道路レスキュー係(内線4641)

市内郵便局と協定を締結



1月30日(水)、市は、郵便局のネットワークを通じて、市民が安心して暮らせる地域社会づくり及び市民サービスの向上に資することを目的に、久喜市内郵便局との包括連携に関する協定を締結しました。

セブン&アイホールディングスと協定を締結



2月1日(金)、市は、双方の資源を有効に活用した協働による取り組みを推進し、一層の活性化および市民サービスの向上を図ることを目的に、(株)イトーヨーカ堂、(株)セブン&アイ・クリエイトリックおよび(株)セブン-イレブン・ジャパンとの包括連携に関する協定を締結しました。

暴力追放活動功労団体表彰 表敬訪問



2月4日(月)、久喜市建設産業懇和会の皆さんが、梅田市長を表敬訪問しました。

久喜市建設産業懇和会は、長年の暴力追放活動への協力が評価され、第30回暴力追放・薬物乱用防止埼玉県民大会において「暴力追放活動功労団体表彰」を受賞しました。引き続き他の団体の模範となる活動が期待されます。

写真ニュース

第20回人権フェスタ IN くりはし



▲おおしか保育園の太鼓演奏



▲人権作文の表彰

1月26日(土)、栗橋文化会館(イリス)で、第20回人権フェスタ IN くりはしが行われました。

小・中学生による人権作文の発表や、市内の保育園・幼稚園児、各出演団体による太鼓演奏や合唱等の発表が披露され、来場者から大きな拍手が送られていました。

平成国際大学女子ボクシング部表敬訪問



▲左からバンタム級3位の久保亜唯里さん、ライトフライ級2位の仲田輪幸さん、ライトフライ級1位の仲田幸都子さん、ライトフライ級3位の林彩音さん

1月23日(水)、平成国際大学女子ボクシング部の皆さんが、12月20日(木)～24日(休)に開催された第17回全日本女子ボクシング選手権大会で、優秀な成績を収めたことを報告するため、梅田市長を表敬訪問しました。

選手それぞれの今後の活躍が期待されます。

お知らせ

久喜市役所 ☎22-1111
 菖蒲総合支所 ☎85-1111
 栗橋総合支所 ☎53-1111
 鷲宮総合支所 ☎58-1111

お知らせ

「久喜市ふるさとハローワーク」 利用時間を変更します。

4月1日(月)から利用時間が次のように変わります。

利用日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9時～16時
 (3月31日までは9時～17時)
 場所 市役所2階

問合せ 久喜市ふるさとハローワーク ☎29・2768

渡良瀬遊水地ヨシ焼きを実施します

風向きや上昇気流により灰や煙が広範囲にわたり飛散し、洗濯物への付着、庭や屋根への降灰等、ご迷惑をおかけしますが、遊水地の必要性、ヨシ焼きの趣旨にご理解とご協力をお願いします。

また、前日の17時から当日にかけてゴルフ場等を除く遊水

地全域が立入禁止となります。

日時 3月16日(土) 8時30分
 予備日 3月17日(日)・24日(日)

場所 渡良瀬遊水地全域
 その他 実施状況はホームページ

(<http://watarase.or.jp>)および自動音声案内(☎0282・62・0915)でも確認できます。

問合せ (一財) 渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団 ☎0282・62・1161



催し・講座

第69回埼玉県美術展覧会

◆作品募集

応募資格 15歳以上の県内在住・在勤・在学者(中学生を除く)

部門 日本画(水墨画含む)・洋画(版画含む)・彫刻・工芸・書(篆刻・刻字含む)・写真の6部門

点数 各部門3点まで

出品料 1点につき3000円

搬入期間 個人 5月10日(金)～

12日(日)／業者 5月9日(木)・

11日(土)・12日(日) 10時～16時

30分

※業者搬入日のうち、9日は

日本画、洋画、書のみを受け

付けで、13時～16時30分

開催要領・申込書 県展ホー

ムページ (<http://www.pref.saitama.lg.jp/2216/geibun>)からダウン

ロードまたは、生涯学習課、庶務課環境経済・教育分室、各総合支所、各公民館、各図書館等、各文化会館で配布

応募方法 開催要項を確認の上、搬入期間に近代美術館へ直接持参(事前申込み不要)

◆展覧会

日程 5月28日(火)～6月19日(水)

10時～17時30分(月曜日休館)

場所 県立近代美術館

問合せ 県文化資源課芸術文化推進担当 ☎048・830・6925 / FAX 048・830・4965

がん勉強会

日時 3月23日(土) 13時～16時

場所 杉戸町生涯学習センター

集会室1・2

テーマ がん診療の誤解を解く

講師 勝俣範之さん(日本医科大学武蔵小杉病院腫瘍内科

医師)

費用 500円

申込方法・問合せ がん患者

会シヤローム(☎090・4

535・9198 / Eメール

sugitocancer@gmail.com)

日程 3月12日(火)～17日(日)

久喜市シルバー人材センター

親和会会員作品展

9時～16時(初日は13時から、最終日は14時まで)

場所 中央公民館1階ミニギャラリー

作品 絵画・書・写真・手工芸ほか
 問合せ 同会 片岡 ☎080・1145・7418

子育てサロン「みんなの木」

子どもと大人の遊びの広場です。

日程 3月12日(火)・26日(火)

10時～12時

※時間内出入り自由

場所 古久喜集会所

対象 どなたでも(小学生以下は保護者同伴)

その他 3月12日は2月・3月生まれのお誕生日会をします。(誕生日の手形の受付は10時30分まで)誕生月でなくても参加可。昼食持参可。

問合せ 子育てネットワーク・久喜んこ 平賀 ☎080・6518・8370

プレパーク冒険遊び場で遊ぼう

段ボール、布、ロープ、ブルーシート、木片、工具、七輪などを使って遊ぼう。

日時 3月28日(木) 10時～15時

※時間内出入り自由

場所 久喜市総合運動公園

子供広場、自由広場

問合せ 久喜市に冒険遊び場

英語であそぼう

日時 3月13日(水) 10時30分～11時30分

場所 クッキーこども広場

内容 デイアン先生と楽しい英会話とお茶会

対象 乳幼児と保護者

定員 10組

費用 600円

申込み・問合せ クッキーこども広場 ☎23・1133

(月～金曜日10時～15時)

をつくる会 荒井 ☎090・8021・5520 / Eメール rukibo@yahoo.co.jp

※この事業は子ども夢基金を活用した事業です。

ボーイスカウト1日体験

日時 3月17日(日) 10時～14時
 場所 吉羽公園(雨天時は太田集会所にて午前のみ実施)
 内容 ボーイスカウトと一緒にゲームや工作等を体験
 ※昼食は団で用意します。
 ◆ボーイスカウト説明会
 日時 3月24日(日) 14時～18時
 場所 ふれあいセンター久喜視聴覚室
 問合せ ボーイスカウト久喜1・13団 高木 ☎22・8000

第30回民踊発表大会

日時 3月27日(水) 開場13時30分
 場所 久喜総合文化会館小ホール
 定員 300人(当日会場先着順)
 問合せ 久喜市民踊連盟 笠 ☎21・1708

小学生・未就学児のミニ・ラグビー体験教室

◆説明会
 日時 3月31日(日) 14時
 場所 中央公民館視聴覚室
 ◆体験教室
 日程 3月24日、4月7日・14日 各日曜日 9時30分～12時 ※雨天中止あり
 場所 鷺宮運動公園自由広場

持物 運動のできる服装
 申込方法・問合せ 電話またはEメールで、久喜ラグビースクール代表 辛島(☎090・8853・5092/Eメールkarashima0138@gmail.com)へ

NPO法人スポーツコミュニティ久喜東

◆①ひめトレ&コンディショニング体験教室
 日程 3月19日(火)・26日(火)
 受け付け13時/13時30分
 ◆②久喜東ヨガ体験教室
 日程 3月19日(火)・26日(火)
 受け付け14時30分/15時

【①・②共通】
 場所 地域交流センター樋口八千代さん
 講師 樋口八千代さん
 対象 20歳以上
 費用 各500円
 持物 ヨガマット
 ◆③ジュニアソフトテニス短期教室
 日程 3月27日(水)・28日(木)・29日(金) 受け付け9時45分/10時
 場所 毎日興業アリーナ久喜テニスコート
 対象 小学3～6年生
 ※ラケットとボールは用意します。

【①～③共通】

定員 10人(申込順)
 持物 運動のできる服装、飲

み物
 申込期間 3月12日(火)～各開催日の前日
 申込方法・問合せ 電話またはEメールで、住所・氏名・学年・連絡先を明記の上、同会 松本(☎090・6516・7353 火・金曜日の10時～16時/Eメールtrbss943@ybh.ne.jp)へ

民謡初心者体験教室

日程 4月5日・12日・19日・26日、5月3日 各金曜日 全5回 13時～15時
 場所 栗橋コミュニティセンター(くぶる)
 内容 民謡(唄・三味線・太鼓)の体験
 講師 唄の部 浜田幸絹さん、三味線の部 花村幸陽さん、太鼓の部 美波駒勇司さん
 持物 筆記用具
 申込開始 3月10日(日)
 申込み・問合せ 花弓会 古川 ☎22・2263

埼玉県不動産鑑定士協会主催「一般公開セミナー」

日時 3月29日(金) 13時30分～17時
 場所 ホテルブリランテ武蔵野2階エメラルド

内容 経済社会と埼玉県の不動産価格
 講師 島田喜久男さん(地価公示埼玉県代表幹事)、吉野薫さん(大妻女子大学非常勤講師)、三浦雄一郎さん(プロスキーヤー)

対象 埼玉県民

定員 350人(申込順)
 申込期限 3月18日(月) 必着
 申込方法・問合せ 氏名・住所・電話番号・FAX番号を明記の上、はがきまたはFAXで、(公社)埼玉県不動産鑑定士協会(〒33010061 さいたま市浦和区常盤4の1の1 浦和システムビルヂング5階/☎048・789・6000/FAX048・789・6160)へ



市立図書館 中央図書館

☎21・0114

◆名作映画会

日時 3月16日(土) 14時
 場所 2階視聴覚室
 内容 「戦艦ポチョムキン」(1925年 ソ連・サイレント作品 アレクサンドル・アントーノフほか) 74分
 定員 50人(当日会場先着順)

―高蒲図書館―

☎87・1388

◆春休み子ども映画会

日時 3月21日(祝) 14時

場所 高蒲文化会館多目的室

内容 「おまえうまそうだな」

(90分)

定員 40人(申込順)

喜」による健康体操

◆健康相談

日時 3月20日(水) 13時30分～

15時

内容 看護師による血圧測定・尿検査、健康相談

◆パドル健康体操

日時 3月27日(水) 10時～11時

内容 パドルという道具を使った健康体操

講師 小林靖子さゆしさん

※各催しは、60歳以上の方が参加できます。

◆公民館

―久喜市公民館連絡協議会事業―

◆歴史講座「利根川の歴史からおもしろくなる久喜市」

日時 3月23日(土) 開場13時30分/14時～16時

場所 中央公民館大集会室

※手話通訳を配置します。

内容 利根川の歴史研究の第一人者である講師が、利根川の流れの変遷から久喜市の歴史を語ります。

講師 金井忠夫かねいたださん(元県立高校校長、元中央公民館長、歴史研究家)

定員 150人(当日会場先着順)

問合せ 中央公民館 ☎21・1550

―公民館市民企画事業―

◆環境講演会「トンプボのすむ水辺」池沼のエコロジカル

日時 3月19日(火) 13時～14時

内容 「サプナ21健康体操久

発表会

◆カラオケ発表会

日時 3月14日(木) 10時～15時

内容 利用者によるカラオケ発表会

◆健康体操

日時 3月19日(火) 13時～14時

内容 「サプナ21健康体操久

発表会

◆健康相談

日時 3月20日(水) 13時30分～

15時

内容 看護師による血圧測定・尿検査、健康相談

◆パドル健康体操

日時 3月27日(水) 10時～11時

ネットワーク

日時 3月23日(土) 開場9時30分/10時～12時

場所 中央公民館大集会室

※手話通訳者を配置します。

内容 身近な昆虫、飛ぶ宝石、トンプボ。興味深いその生活史から、自然環境を考えます。

講師 高野徹たかのとほるさん(埼玉県生態系保護協会統括主任研究員)

定員 150人(当日会場先着順)

問合せ 同協会久喜支部長 田中 ☎・FAX 22・8395

―森下公民館―

◆おはなし会

日時 3月23日(土) 10時30分～11時

場所 児童コーナー

内容 絵本の読み聞かせなど

対象 幼児・小学生

◆児童センター

◆育児教室(0・1歳児の保護者向け)

内容 テーマに基づいたお話や、参加者同士の情報交換

日程 4月25日、5月23日、6月20日、7月11日、9月19日、10月24日、11月21日、12月12日 各木曜日 全8回

対象 市内在住で、平成29年4月2日～平成31年4月1日に生まれたお子さんを持つ保

◆児童センター

◆鷺宮児童館

日時 3月20日(水) 11時～11時30分

内容 絵本「たまごのあかちゃん」他

対象 幼児とその保護者

◆遊ぼうデー

日時 3月23日(土) 10時～12時/13時～16時

内容 伝承あそびや点取りゲームで遊ぶ

〔共通〕

申込み 不要

◆児童センター・鷺宮児童館

開館時間の延長のお知らせ

児童センターと鷺宮児童館は、4月1日(月)から9月30日(月)までの間、次のとおり開館時間を延長します。

開館時間 9時～18時

護者(乳幼児同伴可)

定員 30人(申込順)

申込期間 3月22日(金) 9時～4月5日(金) 18時

申込方法 直接、児童センターへ

◆おもちゃの病院

日時 3月16日(土) 13時～16時(受け付けは15時まで)

内容 壊れたおもちゃの修理

問合せ 久喜市社会福祉協議会 ☎23・2526

◆鷺宮児童館

◆よむよむのおはなし会

日時 3月20日(水) 11時～11時30分

内容 絵本「たまごのあかちゃん」他

対象 幼児とその保護者

◆遊ぼうデー

日時 3月23日(土) 10時～12時/13時～16時

内容 伝承あそびや点取りゲームで遊ぶ

〔共通〕

申込み 不要

◆児童センター・鷺宮児童館

開館時間の延長のお知らせ

児童センターと鷺宮児童館は、4月1日(月)から9月30日(月)までの間、次のとおり開館時間を延長します。

開館時間 9時～18時

手

このマークの記載がある事業は、手話通訳者の派遣が可能な事業です。派遣を希望する方は各事業実施日の10日前までに、事業等の担当課にお申し込みください。

内 容	日時・日程	場 所	申込み・問合せ
人権相談・女性相談	3月11日(月) 13時15分～16時15分	久喜総合文化会館 会議室	人権推進課人権推進係 (内線2321)
	3月20日(水) 13時30分～15時30分	農業者トレーニングセンター 後継者対策室・和室	菖蒲総合支所総務管理課 ☎85-1111 (内線231)
	3月22日(金) 13時30分～15時30分	栗橋文化会館(イリス) 会議室	栗橋総合支所総務管理課 ☎53-1111 (内線323)
	2月25日(月) 9時30分～11時30分	鷺宮総合支所4階 405会議室	鷺宮総合支所総務管理課 ☎58-1111 (内線110)
女性の悩み (カウンセリング)相談 【要予約】	3月15日(金) 13時～17時	市役所4階 相談室3	人権推進課男女共同参画係 (内線2325)
	4月5日(金) 13時～17時		
法律相談 【要予約】1か月前から (1か月前が土・日曜日、 祝日にあたる場合は翌日の 平日から)	4月10日(水) 13時30分～16時30分	鷺宮総合支所4階 406会議室	生活安全課 市民生活・青少年係 (内線2633)
	4月22日(月) 13時30分～16時30分	市役所1階 相談室1・2 栗橋総合支所2階 第1・2会議室	
	5月7日(火) 13時30分～16時30分	菖蒲総合支所4階 第3集会室	
行政相談 (国などの行政サービスへの 意見・要望に関すること)	3月19日(火) 9時30分～12時	栗橋総合支所2階 第4会議室 鷺宮総合支所4階 408会議室	生活安全課 市民生活・青少年係 (内線2633)
	3月19日(火) 13時30分～16時	市役所4階 第8会議室 菖蒲総合支所4階 第3集会室	
消費生活相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 10時～12時/13時～16時	市役所3階 消費生活センター ※来室の際は、必ずお問い合わせ 주세요。	消費生活センター ☎22-3925 ※相談時間外のお問い合わせ先 は、生活安全課市民生活・青 少年係(内線2633)
特設消費生活相談会	3月25日(月)	菖蒲総合支所4階 第3集会室	
年金相談 【要予約】	3月20日(水) 9時～12時/13時～15時	鷺宮総合支所4階 控室	鷺宮総合支所戸籍市民係 ☎58-1111 (内線128)
生活困窮者自立支援相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分	久喜市社会福祉協議会 (ふれあいセンター久喜内) ※緊急の場合は除き、来所の際は はお問い合わせください。	久喜市社会福祉協議会 ☎23-2526
住宅耐震相談 (木造2階建て以下に限る)	毎週月～金曜日(祝日を除く) 9時～12時/13時～17時	市役所第二庁舎1階 建築審査課	建築審査課企画指導係 (内線4695)
内職相談(あっせん)	毎週火・金曜日(祝日を除く) 10時～12時/13時～16時	市役所1階 相談室1・2	商工観光課商工労働係 ☎85-1111 (内線134)
家庭児童相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	市役所1階子育て支援課 ※電話相談可	子育て支援課子育て支援係 (内線3288)
子育て相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時30分	地域子育て支援センター ぽかぽか/くぶる/すまいる ※電話相談可	地域子育て支援センター ぽかぽか ☎21-8596 くぶる ☎55-1147 すまいる ☎59-7510
児童相談	毎週月～金曜日(祝日・休館日を除く) 9時～16時	児童センター/鷺宮児童館 ※電話相談可	児童センター ☎21-8181 鷺宮児童館 ☎58-7054
育児相談	毎週月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	各市立保育園(さくら☎21-0787/すみれ☎21-0120/ひまわり☎22-8246) ※電話相談可(あおば☎22-2566/中央☎23-6030/中央分園☎21-7870)	

交通事故発生状況 1月				
人 身 事 故				物 損 事 故
件数	死者数	重傷者数	軽傷者数	件数
40	0	3	53	321

火災・救急統計速報 1月			
建 物	4	急 病	536
車両・船舶	1	交 通	66
その他	2	その他	229
火災件数	7	救急件数	831

※上記は速報数値のため後日変更になる場合があります。

予防接種は受けましたか ~接種期限は3月31日(日)~

問合せ 各保健センター

市が実施している次の予防接種の接種期限が迫っています。まだ接種していない方は早めに接種しましょう。

予防接種名	対象	費用	備考
麻しん風しん混合 予防接種（第2期）	平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ の方	無料	接種をするまでに時間がかかる 場合もあるため、余裕をもって 予約しましょう。
二種混合予防接種 （破傷風・ジフテリア）	11歳以上13歳未満の方	無料	標準的な接種学齢は小学6年生。 接種期限は、13歳の誕生日の前 日までです。
高齢者肺炎球菌 （定期接種）	今までに高齢者の肺炎球菌ワクチンを一度 も接種したことがない、次の年齢の方 ◆65・70・75・80・85・90・95・100歳	3,000円	年齢は、平成31年3月31日基準。 対象者には、平成30年4月に予 診票を送付しました。

※接種回数は1回のみです。接種日時点で久喜市に住民登録のある方が対象です。転入等により市の予診票をお持ちでない場合や市外の医療機関で受ける場合は、お住まいの地区の保健センターへご連絡ください。

※接種を希望される場合は、事前に接種可能な医療機関へ予約が必要です。

大人の風しん予防接種費用の一部助成

問合せ 各保健センター

平成30年度大人の風しん予防接種費用の一部助成の接種期限は3月31日(日)までです。

<助成対象者>

接種時に久喜市に住民登録があり、埼玉県風しん抗体検査事業による抗体検査の結果、予防接種をすすめられた方

※埼玉県の実施する抗体検査以外の抗体検査（妊婦健診等の抗体検査）を受けて予防接種をされた方は対象外です。

<助成金額> 3,000円（1回限り）

※予防接種費用が助成金額未満の場合は、助成金額は予防接種費用の額とします。

<接種日>

平成30年4月1日～平成31年3月31日の接種

<使用ワクチン>

「風しんワクチン」（単独）または「麻しん風しん混合ワクチン」（MR）のどちらか一方

<申請受付期限> 4月5日(金)（消印有効）

【申請手続きの手順】

1. 医療機関で予防接種を受け、接種費用を全額お支払いください。その際に、接種内容がわかるもの（領収書等）を医療機関から受け取ってください。
2. 次の(1)～(3)を各地区の保健センターにご提出ください。後日、指定口座に助成金額を振り込みます。
(1)久喜市大人の風しん予防接種費用助成金申請書および請求書（申請書・請求書は、各地区の保健センターで配布するほか、ホームページからダウンロード可。）
(2)被接種者氏名、ワクチン名、接種年月日および接種金額がわかる書類（領収書、予防接種済証等の原本）
(3)埼玉県風しん抗体検査申込書兼検査結果通知書
※請求書には、振込先の金融機関と口座の記入が必要です。振込先の分かるものと印鑑をご用意ください。
※郵送での申請もできますので、詳しくはお問い合わせください。

病児・病後児保育の利用者登録は毎年度必要です

対象 市内に住所があり、保育所・幼稚園等に通所している生後6か月以上の乳幼児

または小学校1年生～6年生の児童で、子どもが病気の状態（回復期も含む）で医療機関による入院加療の必要はないが、安静を要する状態にあり、集団での保育等が困難な場合、かつ、保護者が勤務などの都合で、家庭での保育ができない場合。

場所 土屋小児病院内病児保育室「つりーはうす」（久喜市久喜中央3の1の10 / ☎22・8022）

定員 1日6人まで
期間 原則連続する7日以内
時間 月曜日～土曜日 8時30分～17時30分
費用 1日2000円

※市民税非課税世帯・生活保護世帯は無料
対象となる疾患 ①かぜ、発熱、腹痛など子どもが日常かかる疾患 ②水痘、おたふく、インフルエンザ、胃腸炎などの伝染性疾患 ③喘息等の慢性疾患および骨折等の外傷性疾患等

※感染力が強いと思われる疾患等で、医師の判断により受け入れ困難なものを除く
利用手順 ①保育課または各総合支所で事前登録（母子手帳を持参）②土屋小児病院内病児保育室に利用予約③かかりつけ医を受診し、診療情報提供書を作成④「病児・病後児保育利用申請書」「診療情報提供書」等を病児保育室に提出

※お子さんの状況によっては、事前に医師の診療も必要です。

問合せ 保育課保育係（内線3329）

●健康コーナー

中央保健センター ☎21-5354 / 菖蒲保健センター ☎85-7021
栗橋保健センター ☎52-5577 / 鷺宮保健センター ☎58-8521

各保健センターで行う事業は、原則としてその地区の住民の方の参加・受診が主になります。ほかの地区で参加や受診を希望される場合は各保健センターにお問い合わせください。

乳幼児の発育発達（運動面、言語面）について、医師、理学療法士、作業療法士、臨床心理士、言語聴覚士による個別相談を実施しています。また、不妊治療費助成事業を実施しています。

保健センターの保健事業 3月10日(日)～4月9日(火) (3月1日～9日は広報くき2月1日号に掲載済)

	事業名	実施日時等	対象者等
中央保健センター	4か月児健康診査	3月14日(木) 受付：12時45分～13時45分	平成30年11月生まれ
	1歳6か月児健康診査	3月12日(火) 受付：12時45分～13時45分	平成29年9月11日～30日生まれ
	ママ・パパ教室【要予約】	3月16日(土)	妊娠15週以降の方
	成人健康相談【要予約】	毎週月～金曜日（祝日を除く）9時～16時	市内在住者
	食生活相談【要予約】	毎週月～金曜日（祝日を除く）9時～16時	市内在住者
	不登校・ひきこもり家族のつどい	3月11日(月) 14時～16時 場所：中央公民館	登校拒否・不登校・ひきこもりで悩んでいる家族
菖蒲保健センター	10か月児健康診査	3月11日(月) 受付：12時30分～12時50分	平成30年4月～5月生まれ
	1歳6か月児健康診査	3月13日(水) 受付：12時30分～12時50分	平成29年7月～8月生まれ
	乳幼児健康相談	3月19日(火) 受付：9時30分～11時	
	成人健康相談【要予約】	毎週月～金曜日（祝日を除く）9時～16時	市内在住者
	精神保健福祉士によるこころの健康相談【要予約】	3月12日(火) 13時30分～15時30分	意欲の低下やひきこもり傾向にある方等 ※家族などからの相談も可
栗橋保健センター	4か月児健康診査	3月19日(火) 受付：13時00分～13時30分	平成30年11月生まれ
	1歳6か月児健康診査	3月12日(火) 受付：12時30分～12時50分	平成29年8月生まれ
	3歳児健康診査	3月15日(金) 受付：13時00分～13時30分	平成27年10月23日～11月30日生まれ
	乳幼児健康相談	3月11日(月)・25日(月) 受付：9時30分～11時	
	成人健康相談【要予約】	毎週月～金曜日（祝日を除く）9時～16時	市内在住者
	ウォーキング体操	4月4日(木) ①9時30分～10時30分 ②10時40分～11時40分	市内在住者
	ダンベル体操	3月14日(木) ①9時30分～10時30分 ②10時40分～11時40分	市内在住者
	多胎児のつどい（双子・三つ子の保護者のつどい）	3月20日(水) 10時30分～11時30分 場所：栗橋地域子育て支援センター（くぶる内）	双子・三つ子の保護者
コアラ（障がいのある子どもの保護者のつどい）	3月27日(水) 14時～16時	心や身体に気がかりのある子どもの保護者	
鷺宮保健センター	4か月児健康診査	3月14日(木) 受付：13時～13時45分	平成30年11月生まれ
	10か月児健康診査	3月15日(金) 受付：13時～13時45分	平成30年5月生まれ
	乳幼児健康相談	3月11日(月) 受付：9時30分～10時30分	
	成人健康相談【要予約】	毎週月～金曜日（祝日を除く）9時～16時	市内在住者

久喜市休日夜間急患診療所 ☎&☎ 21-9090

診療科目 内科・小児科
所在地 本町5-10-47(中央保健センター併設)
受付時間
○18時30分～21時30分…3月3日・10日・17日・24日・31日、4月7日 各日曜日
○13時30分～16時30分、18時30分～21時30分…3月21日(祝)
診療時間 受付開始30分後から終了30分後まで
※問い合わせは受付時間内をお願いします。
※輪番制診療のため、担当医師の専門外の病気には対応できない場合がありますので、電話連絡のうえお越しください。

●埼玉県救急医療情報センター ☎048-824-4199 (24時間対応)
(医療機関案内)

歯科・精神科案内と医療相談は除く。

●救急電話相談(24時間対応)

- ① 大人と小児を対象とする全国共通救急電話相談 #7119
- ② 大人を対象とする救急電話相談 #7000
- ※①、②：ダイヤル回線・IP電話、PHSは ☎048-824-4199
- ③ 小児救急電話相談 #8000 (☎048-833-7911)

●埼玉県精神科救急情報センター ☎048-723-8699
(緊急的な精神科医療相談・医療機関案内)

受付時間 月～金曜日…17時～翌朝8時30分
土・日曜日、祝日…8時30分～翌朝8時30分

第37回(2019年)久喜市鷲宮地区 コミュニティ祭り参加者募集

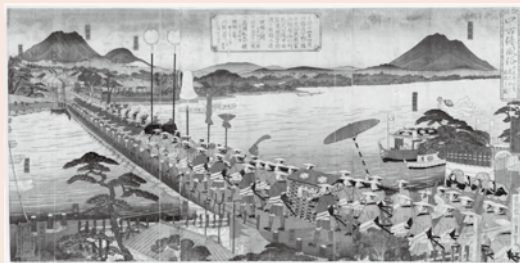
5月12日(日) 10時~15時

場所 鷲宮総合支所駐車場、久喜市コミュニティ広場
内容 ①アトラクションコーナー(郷土芸能、民踊、歌謡曲、バンド、合奏、合唱、ダンス等) ②フリーマーケットコーナー(衣類、雑貨、手芸品販売等) ③食べ物味自慢コーナー(家庭料理、自慢料理販売等) ④遊びチャレンジコーナー(遊び、チャレンジ体験、各種軽スポーツ等) ⑤企業・公共機関コーナー(企業や公共機関のノウハウ紹介等)
 ※運営ボランティアも募集しています。
 ※アルコール類の販売は禁止とさせていただきます。
対象 市内在住者(政治活動、宗教活動等の目的での参加は不可)

費用 ①②1,000円、③~⑤4,000円(テント使用料負担金含む)
申込期限 3月19日(火) 必着
申込方法 参加申込書(鷲宮地区の各公共施設で配布。市ホームページからもダウンロード可)に必要事項を記入の上、直接または郵送・FAX・Eメールで、鷲宮総合支所市民生活係(〒340-0295 所在地記入不要/FAX58-7019/Eメールseikatsu@city.kukilg.jp)または鷲宮東・西の各コミュニティセンターへ
問合せ 鷲宮地区コミュニティ祭り実行委員会事務局(鷲宮総合支所市民生活係内/内線134)

連載 久喜歴史だより(第88回)

房川の渡しと船橋

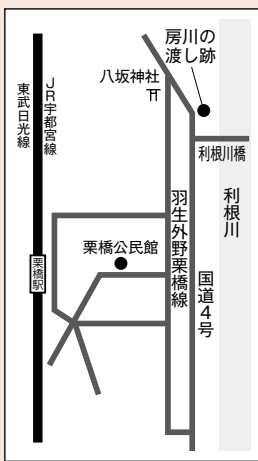


▲船橋を渡る日光社参の行列を描いた浮世絵

日光道中唯一の関所である栗橋関所は、正式名称を「房川渡中田関所」といいます。これは、江戸時代の利根川には橋が架けられておらず、渡船で栗橋宿と対岸の中田宿とを往来した渡船場が「房川の渡し」と呼ばれていたことによりです。房川の渡しでは江戸幕府の御用船としても使用された通常の渡船のほか、一般の旅人や荷物を運ぶ茶船、馬を運ぶ馬船が運航しました。このように江戸時代は船で利根川を往来していましたが、一定の期間だけ臨時に橋が架けられたこともありまし

た。徳川將軍家の日光社参のときに架けられた「船橋」です。日光社参は江戸時代を通じて19回実施され、特に最後に実施された天保14年(1843)の社参については詳細な記録が残っています。それによると、高瀬舟と呼ばれる大型の船50隻以上を連結し、その上に竹や木材を敷き並べて橋を架けたことがわかります。また、川の流れて橋が流されないように、大量の碇や石詰め、俵を沈め、上流から太さ11センチメートルもの虎綱で支えることで橋全体を固定しました。

船橋架橋は3か年を要したといわれるほどの大工事でしたが、社参が終わり、將軍が江戸に戻ると直ぐに船橋は撤去されました。撤去の際に虎綱は切り分けられて架橋に関わった人たちに配られたと伝えられています。現在栗橋文化会館イリスの敷地内にある吉田家水塚や郷土資料館では、そのときの虎綱の一部を展示しています。



問合せ 教育委員会文化財保護課文化財・歴史資料係(内線383)

久喜市の人口

2月1日現在
()内は前月比

人	□ 153,633人	(-76)
男	76,747人	(-12)
女	76,886人	(-64)
世帯数	66,032世帯	(+45)

- 久喜市役所(本庁舎) 〒346-8501 下早見85-3 ☎ 0480-22-1111(代表) / ☎ 0480-22-3319
- 久喜市役所(第二庁舎) 〒346-0024 北青柳1404-7 ☎ 0480-22-1111(代表) / ☎ 0480-22-0300
- 菖蒲総合支所 〒346-0192 菖蒲町新堀38 ☎ 0480-85-1111(代表) / ☎ 0480-85-1806
- 栗橋総合支所 〒349-1192 間鎌251-1 ☎ 0480-53-1111(代表) / ☎ 0480-52-6027
- 鷲宮総合支所 〒340-0295 鷲宮6丁目1-1 ☎ 0480-58-1111(代表) / ☎ 0480-58-2020
- 久喜市教育委員会 〒346-0033 下清久500-1 ☎ 0480-22-5555(代表) / ☎ 0480-31-9550